

答 申 書
(答申第197号)
平成27年4月30日

特定個人情報保護評価書に関する第三者点検について (答申)

北海道情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 17 年北海道条例第 7 号）第 2 条第 1 項第 3 号の規定により、平成 27 年 3 月 31 日付け市町村第 1578 号で諮問のありましたこのことについて、審議の結果、次のとおり意見を付した上で、諮問の内容は適当なものであると認めます。

なお、直近における個人情報の紛失という重大事故の発生に鑑み、特定個人情報ファイルの保管については、再発防止策を確実に履行し、このような事故が二度と起きないように、情報セキュリティ対策に関する基準に基づき、各課等の情報セキュリティ管理者が中心となり、外部記憶媒体の運用ルールを再確認し、徹底してください。

また、従業者に対する研修等をしっかり行い、特定個人情報の取扱いに万全を期してください。

記

評価実施機関	北海道知事
事務担当課	総合政策部地域行政局市町村課
評価書名	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書
保有することとなる特定個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル
点検結果（総評）	<p>北海道特定個人情報保護評価実施要綱第 9 の 2 の「審議の観点」について個別に内容を審査したところ、事務担当課では、特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、リスクを軽減させるための措置を講じているものと認められる。</p> <p>また、道民等の信頼の確保のため、特定個人情報ファイルの取扱いにおいて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを自ら宣言し、どのような措置を講じているかを具体的に記載しており、特段の問題は認められないものと考えられる。</p>
意見	<ol style="list-style-type: none">1. 「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「3. 特定個人情報の入手・使用」「⑦使用の主体」「使用者数」について、市町村課以外の道の執行機関の使用者数も含めた数字を記載した方がよい。2. 「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」及び「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」について、「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」において、端末の保守・管理に関する記載がされているが、「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」の「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の記載内容と一致していないため再確認した方がよい。3. 「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」「7. 特定個人情報の保管・消去」「リスク 1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」「⑨過去 3 年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」について、直近における個人情報の紛失事故について記載を追加した方がよい。4. 「Ⅳ その他のリスク対策」「1. 監査」「①自己点検」「具体的なチェック方法」について、自己点検の結果並びに関係規定及び運用方法等の改善については、情報セキュリティの責任者に報告し、承認を得るようにし、その旨を記載した方がよい。5. 「Ⅳ その他のリスク対策」「2. 従業者に対する教育・啓発」「具体的な方法」について、違反行為があった場合にどのような措置を講じるかを定めているならば、記載した方がよい。

(注) 上記意見については、評価実施機関において、既に評価書に反映済みである。